

被告管理者の びっくり仰天証言！！

竹本さん本人訴訟

part 1

10月9日開催された、竹本さんの裁判（大阪地裁平成26年（ワ）第30001号賃金請求事件）の証人尋問において、被告管理者から、びっくり仰天の証言がありました。

坂下昇助役の証言・・・

- 原告竹本さん・・・あなたは、運転士の経験がありますよね。
- ▲被告坂下助役・・・あります。
- 原告竹本さん・・・2002年ですけども、2月頃、過去に小田原駅で停車位置を通過したという事象を起こしたことは覚えてますか。
- ▲被告坂下助役・・・覚えています。
- 原告竹本さん・・・あなたが起こした事象と、今回あなたが私に注意指導した非違行為とされる事象、どちらの事象が重大ですか。

{坂下助役が、竹本さんに注意指導したとされる非違行為とは、「戸
じめ表示灯を指押しではなく、指差し確認した。」「1ノッチ、速度5キ
ロ以下の喚呼を行わなかった。」「到着時刻を読み間違っ確認した。」「I
Cカードを抜き取り忘れした。}}

- ▲被告坂下助役・・・どちらも重大だと思います。

以上、証人調書速記録

居眠り運転で小田原駅ホームを大きくオーバーラン してマスコミ報道された事象と同等！？

皆さんは、普通に考えて、どちらが重大か言われなくても、すぐ
わかりますよね！？

次号に続く・・・